

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	9,740,185,400
計	9,740,185,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成16年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年6月24日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,609,997,492	3,609,997,492	東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所 (東京、名古屋、大阪は市場第1部)	
計	3,609,997,492	3,609,997,492		

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式である。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行している。

< 第1回新株予約権証券（平成14年6月26日決議分） >

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数	18,760個	18,760個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,876,000株	1,876,000株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円	2,958円
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）の退任・定年退職・転籍・死亡の場合における本新株予約権の行使については以下のとおりとする。</p> <p>退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月に限り、行使することができるものとする。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役に就任する場合には、退任にあたらぬものとする。</p> <p>死亡の場合 本新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>2 上記1に定める以外の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	

< 第2回新株予約権証券（平成15年6月26日決議分） >

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数	19,580個	19,580個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,958,000株	1,958,000株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円	3,116円
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円
新株予約権の行使の条件	<p>1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。</p> <p>3 新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	

当社は旧商法第341条ノ8の規定に基づき新株引受権付社債を発行している。

新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格(以下、「行使価格」という。)および資本組入額は、次のとおりである。

銘柄 (発行日)	事業年度末現在 (平成16年3月31日)			提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)		
	新株引受権 の残高 (百万円)	行使価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受権 の残高 (百万円)	行使価格 (円)	資本組入額 (円)
第1回 無担保新株引受権付社債 (平成13年8月17日)	489	4,203	2,102	489	4,203	2,102

(注) 上記は当社海外関係会社の取締役、執行役および幹部社員を対象に新株引受権証券を利用した、擬似ストックオプション付与を目的としたものであり、新株引受権の行使請求期間は平成15年8月1日から平成17年8月3日までである。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成11年4月1日～ 平成12年3月31日 (注1)	11,245	3,749,405		397,020		414,025
平成12年4月1日～ 平成13年3月31日 (注2)	588	3,749,994	29	397,049	1,124	415,150
(注1)	64,996	3,684,997		397,049		415,150
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注1)	35,000	3,649,997		397,049		415,150
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日 (注1)	40,000	3,609,997		397,049		415,150
(注3)		3,609,997		397,049	1,820	416,970
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日		3,609,997		397,049		416,970

(注1) 利益による自己株式の消却による減少

(注2) 平成12年10月1日付で東京トヨペット(株)を完全子会社にするために株式交換を行い、新株を588,963株発行した。

株式交換により東京トヨペット(株)株式1株につき当社株式1.650株を割当。

(注3) 平成14年10月1日付でトヨタウッドユーホーム(株)を完全子会社にするために株式交換を行い、新株の発行に代えて自己株式をトヨタウッドユーホーム(株)株式1株につき0.06株割当。

(4) 【所有者別状況】

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	1	480	70	2,928	1,188	169	316,141	320,808	
所有株式数(単元)	3	16,595,153	222,014	6,082,862	6,863,779	1,785	6,309,649	36,073,460	2,651,492
所有株式数の割合(%)	0.00	46.00	0.62	16.86	19.03	0.00	17.49	100.00	

- (注) 1 「その他の法人」欄には、実質株主名簿に記載されていない株式会社証券保管振替機構名義の株式が、671単元含まれている。
- 2 当社所有の自己株式は、商法第210条の規定に基づく自己株式の買受け、ストックオプション制度および単元未満株式の買取請求によるものであり、「個人その他」および「単元未満株式の状況」欄に、それぞれ2,795,271単元および75株含まれている。

(5) 【大株主の状況】

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	282,670	7.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	273,159	7.57
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地	196,725	5.45
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	134,438	3.72
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	105,248	2.92
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	100,506	2.78
株式会社ユーエフジェイ銀行	名古屋市中区錦三丁目21番24号	80,000	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	75,166	2.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	73,699	2.04
東京海上火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	70,464	1.95
計		1,392,079	38.56

- (注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式279,527千株がある。
- 2 上記所有株式数のうち信託業務に係る株式は次のとおりである。

日本マスタートラスト信託銀行(株)282,670千株、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)273,159千株、資産管理サービス信託銀行(株)105,248千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注1)	普通株式 321,504,500		
完全議決権株式(その他)(注2)	普通株式 3,285,841,500	32,858,415	
単元未満株式	普通株式 2,651,492		
発行済株式総数	3,609,997,492		
総株主の議決権		32,857,740	

(注1) 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式279,527,100株と相互保有株式41,977,400株である。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」には、実質株主名簿に記載されていない株式会社証券保管振替機構名義の株式67,100株(議決権671個)および名義人以外から株券喪失登録のある株式が400株(議決権4個)含まれている。

【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株) [自己株式]	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	279,527,100		279,527,100	7.74
東和不動産(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目11番27号	35,314,200		35,314,200	0.98
豊田合成(株)	愛知県西春日井郡春日町 大字落合字長畑1番地	1,658,900		1,658,900	0.05
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	1,172,000		1,172,000	0.03
豊田鉄工(株)	愛知県豊田市細谷町四丁目 50番地	648,800		648,800	0.02
岐阜車体工業(株)	岐阜県各務原市鷺沼 三ツ池町六丁目455番地	568,900		568,900	0.02
堀江金属工業(株)	愛知県豊田市鴻ノ巣町 二丁目26番地	540,900		540,900	0.01
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100		473,100	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300		334,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600		294,600	0.01
京三電機(株)	茨城県猿島郡総和町大字 丘里11番地3	222,400		222,400	0.01
トリニティ工業(株)	愛知県豊田市柿本町一丁目 9番地	145,400		145,400	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	141,700		141,700	0.00
福島トヨタ自動車(株)	福島県福島市太平寺字冲高 25番地	131,400		131,400	0.00
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町高根 10番地	100,100		100,100	0.00
トヨタ部品三重共販(株)	三重県津市大字垂水 321番地	53,300		53,300	0.00
トヨタ部品兵庫共販(株)	兵庫県神戸市長田区北町 二丁目9番地の2	42,200		42,200	0.00
トヨタ部品神奈川共販(株)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区 法泉三丁目27番9号	42,000		42,000	0.00
トヨタ部品広島共販(株)	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 一丁目7番41号	42,000		42,000	0.00
トヨタピスタ福岡(株)	福岡県福岡市中央区薬院 一丁目5番8号	12,700		12,700	0.00
(株)東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200		10,200	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000		10,000	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県新湊市奈呉の江 12番地の3	9,900		9,900	0.00
関東商事(株)	神奈川県横須賀市田浦町四 丁目6番地	8,000		8,000	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200		200	0.00
セントラル自動車(株)	神奈川県相模原市大山町 4番12号	200		200	0.00
計		321,504,500		321,504,500	8.91

当社所有の自己株式は、商法第210条の規定に基づく自己株式の買受け、ストックオプション制度および単元未満株式の買取請求によるものである。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用している。当該制度は、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社が新株予約権を発行する方法により、当社および当社関係会社の取締役および従業員等に対して付与することを、平成14年6月26日開催の定時株主総会において、また、当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等に対して付与することを、平成15年6月26日および平成16年6月23日開催の定時株主総会において、それぞれ決議されたものである。

なお、旧商法第210条ノ2の規定に基づき、当社が自己株式を買付ける方法により、当社取締役に對して付与することを、平成12年6月28日開催の定時株主総会において、また当社取締役および従業員に対して付与することを、平成13年6月27日開催の定時株主総会において、それぞれ決議されている。

当該制度の内容は次のとおりである。

〔商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度〕

<平成14年6月26日決議分>

決議年月日	平成14年6月26日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役および従業員等 554名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,876,000株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円 (注)
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から平成20年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の発行を受けた者の退任・定年退職・転籍・死亡の場合の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月間に限り、与えられた権利を行使することができる。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役に就任する場合には、退任にあたらぬものとする。</p> <p>死亡の場合 死亡と同時に、与えられた権利は失効するものとする。</p> <p>2 その他の条件は、平成14年6月26日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 平成14年8月1日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、平成14年8月1日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社が保有する自己株式の数を除く。

<平成15年6月26日決議分>

決議年月日	平成15年6月26日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 592名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,958,000株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円 (注)
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から平成21年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件は、平成15年6月26日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

<平成16年6月23日決議分>

決議年月日	平成16年6月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 609名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	2,021,000株
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち新株予約権の発行日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。(注)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から平成22年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件は、平成16年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

〔旧商法第210条ノ2の規定に基づくストックオプション制度〕

<平成12年6月28日決議分>

付与の対象者	株式の種類	株式数(株)	譲渡の価額 (円)	権利行使期間	権利行使についての条件
平成12年6月28日開催の 定時株主総会終結の時に おける全取締役56名	普通株式	600,000 (上限株数) (1人5千株から 1万5千株まで の範囲)	4,838 (注)	権利付与日 から4年間 (平成12年8月1 日から平成16年 7月31日まで)	<p>1 対象取締役の退任・ 死亡後の取扱いは以 下のとおりとする。 退任後6ヶ月に限 り与えられた権利 を行使することが できる。ただし、 当社取締役を退任 後ただちに当社常 務役員に就任する 場合および当社常 務役員を退任後た だちに当社取締役 に就任する場合に は、退任にあたら ないものとする。 死亡と同時に与え られた権利は失効 するものとする。</p> <p>2 その他権利行使の条 件は、平成12年6月 28日開催の定時株主 総会決議および取締 役会決議に基づき、 当社と対象取締役と の間で締結する契約 で定める。</p>

< 平成13年 6 月27日決議分 >

付与の対象者	株式の種類	株式数(株)	譲渡の価額 (円)	権利行使期間	権利行使についての条件
平成13年 6 月27日開催の 定時株主総会終結の時に おける全取締役58名およ び理事・基幹職 1 級の資 格を有する従業員のうち 432名	普通株式	1,500,000 (上限株数) (各取締役は 1 人 5 千株から 1 万 5 千株までの範 囲、各従業員は 2 千株)	4,203 (注)	権利付与日 から 4 年間 (平成13年 8 月 1 日から平成17年 7 月31日まで)	1 対象者の退任・定年 退職・転籍・死亡の 場合の取扱いは以下 のとおりとする。 退任・定年退職・ 転籍後 6 ヶ月に限 り、与えられた権 利を行使すること ができる。ただ し、当社取締役を 退任後ただちに当 社常務役員に就任 する場合および当 社常務役員を退任 後ただちに当社取 締役に就任する場 合には、退任にあ たらぬものとする。 死亡と同時に与え られた権利は失効 するものとする。 2 その他権利行使の条 件は、平成13年 6 月 27日開催の定時株主 総会決議および取締 役会決議に基づき、 当社と対象者との間 で締結する契約で定 める。

(注) 権利付与日の東京証券取引所終値(取引が成立しない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち
権利付与日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた価額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)
また、株式分割および時価を下回る価額で新株式を発行するときは次の算式により譲渡価額を調整し、調
整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 普通株式

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

区分	株式数(株)	平成16年6月23日現在
		価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (平成15年6月26日決議)	150,000,000	400,000,000,000
前決議期間における取得自己株式	112,658,200	392,890,492,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	37,341,800	7,109,508,000
未行使割合(%)	24.89	1.78

(注) 前授權株式数を前定時株主総会終結日現在の発行済株式総数で除して計算した割合は4.16%である。

ロ 【子会社からの買受けの状況】

区分	株式数(株)	平成16年6月23日現在
		価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (平成15年9月1日決議)	12,655,600	41,636,924,000
前決議期間における取得自己株式	12,655,500	41,636,595,000
残存決議株式数及び価額の総額	100	329,000
未行使割合(%)	0.00	0.00

ハ 【取締役会決議による買受けの状況】

区分	株式数(株)	平成16年6月23日現在
		価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (平成 年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

二 【取得自己株式の処理状況】

平成16年6月23日現在

区分	処分、消却又は移転株式数(株)	処分価額の総額(円)
新株発行に関する手続きを準用する処分を行った取得自己株式		
消却の処分を行った取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式の移転		

ホ 【自己株式の保有状況】

平成16年6月23日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	299,166,443

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成16年6月23日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	普通株式	65,000,000	250,000,000,000

- (注) 1 当該授権株式数を当定時株主総会終結日現在の発行済株式総数で除して計算した割合は1.80%である。
 2 平成16年6月23日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。」旨を定款に定めている。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、企業体質の充実・強化をはかりつつ、積極的な事業展開を推進している。配当金については、安定的な配当の継続を基本に、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定している。また、経営環境の変化に対応するとともに、資本効率の向上をはかるため自己株式の取得も実施し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えている。

なお、内部留保資金については、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、商品力の向上と国内外の生産・販売体制の整備および新規事業分野の展開に活用していく。

当期の配当金については、昨年11月の中間配当金は1株につき20円、期末の配当金は1株につき25円とした。この結果、年間の配当金としては1株につき45円、配当金総額は、151,246百万円となった。

(注) 当期の中間配当に関する取締役会決議日 平成15年11月5日

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
最高(円)	5,500	5,800	4,450	3,790	3,990
最低(円)	3,150	3,370	2,665	2,625	2,455

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場である。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年1月	2月	3月
最高(円)	3,530	3,520	3,720	3,800	3,800	3,990
最低(円)	3,130	3,140	3,220	3,450	3,390	3,630

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場である。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役会長	代表取締役	奥 田 碩	昭和7年12月29日生	昭和30年4月 昭和54年2月 昭和57年7月 昭和62年9月 昭和63年9月 平成4年9月 平成7年8月 平成11年6月 トヨタ自動車販売株式会社入社 トヨタ自動車販売株式会社豪亜部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役社長就任 当社取締役会長就任	64
取締役副会長	代表取締役	池 淵 浩 介	昭和12年3月4日生	昭和35年4月 昭和62年2月 昭和63年9月 平成6年9月 平成8年6月 平成11年6月 平成13年6月 当社入社 当社高岡工場工務部長兼北米事業室主査兼フリモント部主査就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役副会長就任	17
取締役副会長	代表取締役	中 川 勝 弘	昭和17年3月11日生	平成10年9月 平成13年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 東京海上火災保険株式会社顧問就任 東京海上火災保険株式会社顧問退任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役副会長就任	10
取締役社長	代表取締役	張 富士夫	昭和12年2月2日生	昭和35年4月 昭和62年7月 昭和63年9月 昭和63年12月 平成6年9月 平成6年10月 平成8年6月 平成10年6月 平成11年6月 当社入社 トヨタ モーター マニユファクチャリング U.S.A.株式会社取締役執行副社長就任 当社取締役就任 トヨタ モーター マニユファクチャリング U.S.A.株式会社取締役社長就任 当社常務取締役就任 トヨタ モーター マニユファクチャリング U.S.A.株式会社取締役社長退任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役社長就任	25
取締役副社長	代表取締役	齋 藤 明 彦	昭和15年7月24日生	昭和43年4月 平成元年8月 平成3年9月 平成8年6月 平成10年6月 平成13年6月 当社入社 当社製品企画統括部チーフエンジニア就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任	116

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役副社長	代表取締役	荒木 隆 司	昭和15年 1月29日生	昭和37年 4月 平成 4年 1月 平成 4年 9月 平成 7年11月 平成 9年 6月 平成10年 4月 平成10年 7月 平成11年 6月 平成13年 6月 平成13年 7月 当社入社 当社購買企画部長兼生産企画部主査就任 当社取締役就任 トヨタ ファイナンス フィンランド株式会社取締役会長就任 当社常務取締役就任 トヨタ クレジット カナダ株式会社取締役会長就任 トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社取締役会長就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社取締役会長就任	108
取締役副社長	代表取締役	石坂 芳 男	昭和15年 1月 9日生	昭和39年 3月 平成 2年 2月 平成 4年 9月 平成 8年 6月 平成11年 6月 平成11年 6月 平成13年 6月 平成13年 6月 トヨタ自動車販売株式会社入社 当社ヨーロッパ部長就任 当社取締役就任 米国トヨタ自動車販売株式会社取締役社長就任 当社専務取締役就任 米国トヨタ自動車販売株式会社取締役社長退任 当社取締役副社長就任 トヨタ ヨーロッパ マーケティング・エンジニアリング株式会社取締役会長就任 (平成14年 7月 トヨタ ヨーロッパ マーケティング・エンジニアリング株式会社よりトヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ株式会社社に社名変更)	14
取締役副社長	代表取締役	白水 宏 典	昭和15年 8月28日生	昭和38年 4月 平成 2年 2月 平成 4年 9月 平成 9年 6月 平成10年 2月 平成11年 6月 平成13年 6月 当社入社 当社第3生技部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 トヨタ自動車技術センター(中国)有限会社取締役会長就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任	10
取締役副社長	代表取締役	渡辺 捷 昭	昭和17年 2月13日生	昭和39年 4月 平成 4年 1月 平成 4年 9月 平成 9年 6月 平成11年 6月 平成13年 6月 平成13年 6月 当社入社 当社経営企画部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 蒲郡海洋開発株式会社取締役副会長就任	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役副社長	代表取締役	岩 月 一 詞	昭和16年6月26日生	昭和39年4月 平成4年1月 平成6年9月 平成9年6月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年6月 トヨタ自動車販売株式会社入社 当社国内企画部長就任 当社取締役就任 大阪トヨペット株式会社取締役社長就任 当社取締役退任 大阪トヨペット株式会社取締役社長退任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任	12
専務取締役	生産技術本部長 製造本部長	山 内 康 仁	昭和17年1月2日生	昭和43年4月 平成7年1月 平成7年6月 平成11年6月 平成13年6月 平成13年7月 平成14年6月 当社入社 当社上郷工場工務部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 サイアムトヨタマニファクチャリング株式会社取締役会長就任 株式会社テラ・コーポレーション取締役社長就任	12
専務取締役	渉外・広報 本部長	神 尾 隆	昭和17年11月27日生	昭和40年4月 平成4年9月 平成8年6月 平成11年6月 平成13年6月 当社入社 当社広報部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任	15
専務取締役	情報事業本部長 品質保証本部長	渡 邊 浩 之	昭和18年3月4日生	昭和42年4月 平成4年9月 平成8年6月 平成11年6月 平成13年6月 当社入社 当社第1開発センターチーフエンジニア就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任	7
専務取締役	総務・人事 本部長 情報システム 本部長	松 原 彰 雄	昭和17年1月12日生	昭和41年4月 平成4年9月 平成8年6月 平成13年6月 平成15年6月 トヨタ自動車販売株式会社入社 当社技術管理部長兼技術統括部主査就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任	14
専務取締役	海外企画本部長 欧州・アフリカ 本部長	浦 西 徳 一	昭和17年5月3日生	昭和41年4月 平成7年1月 平成8年6月 平成13年6月 平成15年6月 当社入社 当社経営企画部副部長兼事業開発部主査就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
専務取締役	デザイン本部長 商品開発本部長	岡本 一雄	昭和19年2月20日生	昭和42年4月 平成7年1月 平成8年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成15年6月 当社入社 当社第2開発センター第2ボデー 設計部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 キャルティ デザイン リサーチ 株式会社取締役副社長就任	13
専務取締役	国内営業本部長	笹津 恭士	昭和19年6月11日生	昭和42年4月 平成9年1月 平成9年6月 平成13年6月 平成15年6月 トヨタ自動車販売株式会社入社 当社第3営業本部カラー店部長 就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任	14
専務取締役	事業開発本部長 調達本部長 住宅事業本部長	木下 光男	昭和21年1月1日生	昭和43年4月 平成8年1月 平成9年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成15年7月 当社入社 当社海外渉外広報部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 トヨタ自動車技術センター(中国) 有限公司取締役副会長就任	12
専務取締役	米州本部長 オセアニア・ 中近東本部長 海外カスタマ ーサービス本部長	稲葉 良 観	昭和21年2月24日生	昭和43年4月 平成8年6月 平成9年6月 平成9年6月 平成11年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年7月 トヨタ自動車販売株式会社入社 米国トヨタ自動車販売株式会 社上級副社長就任 当社取締役就任 米国トヨタ自動車販売株式会 社上級副社長退任 米国トヨタ自動車販売株式会 社取締役社長就任 米国トヨタ自動車販売株式会 社取締役社長退任 当社専務取締役就任 ソシエダ デ ファブリカシ オン デ アウトモトーレス株 式会社取締役副会長就任	15
専務取締役	生産管理・物流 本部長	内山田 竹志	昭和21年8月17日生	昭和44年4月 平成8年1月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成15年7月 平成15年8月 当社入社 当社第2開発センターチーフエン 지니어就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 トヨタ自動車技術センター(中 国)有限公司取締役副会長就任 トヨタ・テクニカル・セン ター・アジア・パシフィック・ タイランド株式会社取締役会 長就任	12
専務取締役	パワートレー ン本部長 FC開発本部長	瀧本 正民	昭和21年1月13日生	昭和45年4月 平成6年4月 平成11年6月 平成14年6月 平成15年6月 当社入社 当社第3開発センター第3企画部 長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
専務取締役	アジア本部長	豊田章男	昭和31年5月3日生	昭和59年4月 当社入社 平成12年5月 当社Gazoo事業部主査兼国内業務部業務改善支援室主査就任 平成12年6月 当社取締役就任 平成12年10月 ガズメディアサービス株式会社代表取締役社長就任 平成13年6月 トヨタ モーター(チャイナ)株式会社取締役会長就任 平成13年6月 トヨタ モーター アジア パシフィック株式会社取締役会長就任 平成13年8月 ベトナムトヨタ有限会社取締役会長就任 平成14年6月 当社常務取締役就任 平成14年6月 天津トヨタ自動車有限会社取締役副会長就任 平成14年6月 トヨタ自動車(中国)投資有限会社取締役会長就任 平成14年6月 四川トヨタ自動車有限会社取締役副会長就任 平成15年6月 当社専務取締役就任 平成15年9月 一汽トヨタ自動車販売有限会社取締役副会長就任 平成16年3月 デジタルメディアサービスタイランド株式会社取締役会長就任 平成16年3月 广汽トヨタエンジン有限会社取締役会長就任 平成16年3月 トヨタ一汽(天津)金型有限会社取締役会長就任 平成16年3月 一汽トヨタ(長春)エンジン有限会社取締役副会長就任 平成16年4月 天津トヨタ自動車エンジン有限会社取締役副会長就任 (平成15年4月 ガズメディアサービス株式会社よりデジタルメディアサービス株式会社に社名変更) (平成15年9月 天津トヨタ自動車有限会社より天津一汽トヨタ自動車有限会社に社名変更)	2,529
専務取締役	車両技術本部長	服部哲夫	昭和21年12月2日生	昭和46年4月 当社入社 平成6年1月 第1開発センターチーフエンジニア就任 平成11年6月 当社取締役就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成16年6月 当社専務取締役就任	5
専務取締役	経理・財務本部長	鈴木武	昭和22年11月18日生	昭和45年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成9年6月 当社経理部長就任 平成12年6月 当社取締役就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成16年6月 当社専務取締役就任	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役 名誉会長		豊田 章一郎	大正14年2月27日生	昭和27年7月 当社入社 昭和27年7月 当社取締役就任 昭和36年1月 当社常務取締役就任 昭和42年10月 当社専務取締役就任 昭和47年12月 当社取締役副社長就任 昭和56年6月 当社取締役就任 昭和56年6月 トヨタ自動車販売株式会社取締役社長就任 昭和57年7月 当社取締役社長就任 平成4年9月 当社取締役会長就任 平成7年6月 株式会社豊田中央研究所代表取締役就任 平成8年6月 株式会社コンボン研究所代表取締役就任 平成10年6月 東和不動産株式会社取締役会長就任 平成11年6月 当社取締役名誉会長就任	13,136
取締役		布野 幸利	昭和22年2月1日生	昭和45年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 平成9年7月 米国トヨタ自動車販売株式会社上級副社長就任 平成12年6月 米国トヨタ自動車販売株式会社上級副社長退任 平成12年6月 当社取締役就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成15年6月 米国トヨタ自動車販売株式会社取締役社長就任 平成15年6月 トヨタ ロジスティクス サービス株式会社取締役社長就任 平成15年6月 クオリティ ポート プロセサズ株式会社取締役会長就任 平成15年6月 キャルティ デザイン リサーチ株式会社取締役副社長就任 平成15年6月 米国トヨタメキシコ投資株式会社取締役社長 平成16年6月 当社取締役就任	5
取締役		新美 篤志	昭和22年7月30日生	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社生技管理部長就任 平成12年6月 当社取締役就任 平成14年6月 トヨタ モーター マニユファクチャリング ノース アメリカ株式会社取締役社長就任 平成14年6月 トヨタ モーター マニユファクチャリング カナダ株式会社取締役会長就任 平成14年6月 ティー・エイ・ビー・シー ホールディング株式会社取締役社長就任 平成15年1月 ティー エス エス シー株式会社取締役副社長就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成16年6月 当社取締役就任	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
常勤監査役		宮原 秀彰	昭和17年7月20日生	昭和40年4月 平成2年2月 平成8年6月 平成11年6月 平成12年6月	トヨタ自動車販売株式会社入社 当社商品企画部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社常勤監査役就任	19
常勤監査役		林 芳郎	昭和23年7月2日生	昭和49年4月 平成11年1月 平成15年6月	当社入社 当社TQM推進部長就任 当社常勤監査役就任	5
常勤監査役		山口 千秋	昭和24年12月25日生	昭和47年4月 平成13年6月 平成15年6月 平成15年6月	トヨタ自動車販売株式会社入社 トヨタファイナンス株式会社専務 取締役就任 トヨタファイナンス株式会社専務 取締役退任 当社常勤監査役就任	5
監査役		岡村 泰孝	昭和4年6月13日生	平成4年5月 平成5年12月 平成6年2月 平成9年6月	最高検察庁検事総長就任 最高検察庁検事総長退官 弁護士登録 当社監査役就任	
監査役		岡部 弘	昭和12年5月19日生	平成8年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月	日本電装株式会社取締役社長就任 当社監査役就任 株式会社デンソー代表取締役副会 長就任 株式会社デンソー代表取締役会長 就任 (平成8年10月 日本電装株式会 社より株式会社デンソーに社名変 更)	
監査役		茅 陽一	昭和9年5月18日生	平成7年3月 平成7年4月 平成10年4月 平成15年6月	東京大学名誉教授就任 慶應義塾大学大学院教授就任 財団法人地球環境産業技術研究機 構 副理事長就任 当社監査役就任	
監査役		石川 忠司	昭和16年10月11日生	平成11年6月 平成15年6月	株式会社豊田自動織機製作所取締 役社長就任 当社監査役就任 (平成13年8月 株式会社豊田自 動織機製作所より株式会社豊田自 動織機に社名変更)	3
計						16,256

- (注) 1 監査役 岡村泰孝、監査役 岡部 弘、監査役 茅 陽一および監査役 石川忠司は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしている。
- 2 専務取締役 豊田章男と取締役名誉会長 豊田章一郎は、親子関係にある。
- 3 当社は、経営・オペレーションのスピードアップを目的として、「取締役数のスリム化・常務役員(非取締役)の設置・意思決定階層のフラット化」を柱とした独自の経営制度を導入している。
なお、常務役員は44名である。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

当社は、長期安定的な株主価値の向上を経営の最重要課題としている。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、お客様に満足していただける商品を提供することにより長期安定的な成長を遂げていくことが重要と考えている。このような中で、グローバル企業としての競争力を一層強化していくために、様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっている。

具体的には、平成15年6月の定時株主総会を経て、取締役数のスリム化、部門(機能)別オペレーションを担当する常務役員の新設等を含む新たな経営制度を導入した。この経営制度は、取締役である専務を経営に特化させるのではなく、部門(機能)別のオペレーションの最高責任者とし、経営と現場の繋ぎ役としている点が特徴である。このように、当社の強みである現場重視の考え方を織り込んだ制度とすることで、経営意思決定事項のオペレーションへの迅速な展開や全社経営戦略への現場意見の反映、現場に近い意思決定が可能になると考えている。

適正な経営を確保する仕組みとして、当社は、日本の商法に基づく監査役制度を採用している。企業行動の透明性を一層担保するため、平成15年6月の定時株主総会において社外監査役の増員を行い、監査役7名中4名を社外監査役とした。また、従来から副社長以上の取締役および監査役の代表で構成される「企業行動倫理委員会」を設置しており、企業倫理、コンプライアンスならびにリスク管理に関する重要課題および対応について審議している。さらに、海外の有識者で構成する「インターナショナル・アドバイザリー・ボード」を年2回程度開催しており、様々な経営課題についてグローバルな視点からアドバイスをいただいている。その他にも、「労使協議会・労使懇談会」、「社会貢献活動委員会」、「ストックオプション委員会」等各種の協議会・委員会が様々なステークホルダーの視点から経営や企業行動のあり方について審議、モニタリングを実施している。

また、企業倫理の確立およびコンプライアンスの徹底のため、従業員に対して社外弁護士を受付窓口とした「企業倫理相談窓口」を設置し、社内各部署におけるコンプライアンスリスクを洗い出すための専任組織を設置する等の施策を実施した。今後とも、経営の基本方針である「トヨタ基本理念」や社員の心構え・行動指針である「トヨタ社員の行動指針」の一層の浸透をはかるとともに、各階層・各機能における教育や研修を通じて、企業倫理の徹底に努めていきたいと考えている。

アカウンタビリティ(説明責任)の充実としては、平成15年3月期第1四半期より株主の皆様や投資家などに対して、四半期毎の決算情報の開示等を通じて財務情報の提供を継続して行っており、また今年度は連結財務諸表を米国基準に統一し、財務諸表の適時性、透明性、わかりやすさを向上させた。さらに、米国企業改革法の制定を受け「情報開示委員会」を設置し、年次報告書等において、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性も確保してきた。

なお、当社は、会計監査人である中央青山監査法人より商法特例法、証券取引法および米国証券取引法に基づく会計監査を受けている。

今後とも、以上のような長期的な視点からの経営戦略の立案と施策の実行を通じて株主価値の長期安定的な向上に努めていきたいと考えている。

(2) 役員報酬の内容

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する報酬等の内容は次の通りである。

	人員：名	支払額：百万円
取締役	26	1,013
監査役	7	99
	33	1,112

- (注) 1 期末日現在の人員数を記載している。
2 平成 15 年 6 月 26 日開催の第 99 回定時株主総会終結のときまでの取締役の人員数は 58 名であった。
3 上記のほか、下記の支払額がある。

使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する賞与金 153 百万円

役員賞与金（平成 15 年 6 月 26 日開催の第 99 回定時株主総会 利益処分）

	支払額：百万円
取締役	660
監査役	51

退任役員に対する慰労金（平成 15 年 6 月 26 日開催の第 99 回定時株主総会決議）

	支払額：百万円
取締役	1,938
監査役	264

(3) 監査報酬の内容

当連結会計年度における当社の中央青山監査法人に対する報酬の内容は、次の通りである。

	支払額：百万円
監査契約に基づく監査証明に係る報酬額	332
米国企業改革法対応等上記以外の額	302
	635